



平成 28 年 8 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 M C J  
代表者名 代表取締役社長兼会長 高島 勇二  
(東証第二部 コード番号:6670)  
問合せ先 取 締 役 安井 元康  
(電話番号 03-6739-3991)

## 英国における訴訟の判決に伴う特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 19 日付で、CRT モニタ及び LCD モニタに関して発生した国際的価格カルテル事件（以下、併せて「本件価格カルテル」）に関連して、当社子会社 6 社（以下、併せて「当社子会社」）を原告として、英国高等法院において損害賠償請求訴訟を提起していましたが、今般、CRT モニタに関する訴訟（以下「CRT 訴訟」）に関して、平成 28 年 5 月 23 日（英国時間）付で、裁判管轄権に関する判決（以下「本件判決」。現在、控訴手続準備中）が言い渡されたことに伴い、平成 29 年 3 月期第 1 四半期連結累計期間において特別損失を計上いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、LCD モニタに関する訴訟（以下「LCD 訴訟」）に関しては、平成 28 年 7 月 29 日付で裁判管轄権に関する判決が言い渡されましたが、本件判決とは異なり、当社子会社に優位な形で進捗しておりますため、現時点において特段開示すべき事項はございません。

### 記

#### 1. 本件判決がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 英国高等法院 衡平法部  
(High Court of Justice of England and Wales Chancery division)
- (2) 年月日 平成 28 年 5 月 23 日（英国時間）

#### 2. 本件判決の概要

- (1) 裁判管轄権の認定に関して、当社子会社の請求を棄却する。
- (2) 被告側の訴訟費用（弁護士費用を含む）は原告の負担とする。

### 3. 訴訟の概要

	CRT 訴訟	LCD 訴訟
(1) 訴訟を提起した者 (原告)	iiyama Benelux B.V. iiyama Deutschland GmbH iiyama (UK) Limited iiyama Polska sp. z o.o. iiyama France S.a.r.l. (株)マウスコンピューター ※1	同左
(2) 訴訟の相手方 (被告)	2012年12月、欧州委員会により、テレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニタ用ブラウン管 (CRT) の商取引に関して、1996年から2006年にかけて、複数のメーカー間において価格カルテルがあったと認定された7つの国際企業グループのうち、当社子会社との取引事実 (間接的取引を含む) が認められる以下の7社 ※2、※3  Samsung SDI Co Ltd Samsung SDI (Malaysia) Berhad LG Electronics Inc LG Electronics UK Limited LG Electronics Wales Limited Koninklijke Philips NV Philips Electronics UK Limited	2010年12月、欧州委員会により、液晶ディスプレイ (LCD) パネルの商取引に関して、2001年から2006年にかけて、複数のメーカー間における価格カルテルがあったと認定された6社のメーカーのうち、当社子会社との取引事実 (間接的取引を含む) が認められる以下の5社 ※4  Samsung Electronics Co Limited Samsung Electronics Limited Samsung Electronics (UK) Limited Samsung Semiconductor Europe Limited LG Display Co Limited
(3) 訴訟の内容	損害賠償請求	同左
(4) 訴訟上の請求金額 ※5	€667,162,608.12 (76,983,893,350円) ※6	€159,328,494.84 (18,384,915,019円) ※6
(5) 請求原因の概要	本件価格カルテルにより、不当に高い価格で部材を調達させられたことによる損害を回復するため。	同左
(6) 訴訟手続の状況 ※7	事実審の開始前	同左

(西暦表記)

※1 (株)マウスコンピューターは、2005年に民事再生法の適用を受けた(株)イーヤマのモニタ事業を譲り受け (2008年に(株)iiyamaを吸収合併)、(株)イーヤマの権利を一部承継しているため原告に含んでおります。

※2 公正取引委員会による公表資料

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2012/201212eu.html>

※3 訴訟提起時においては、被告はSchott AG、Schott Glaswerke Beteiligungs und Export GmbH、Schott UK Limited、Nippon Electric Glass Co Ltd、Samsung Corning Precision Materials Co Ltdの5社を含む計12社でしたが、本件判決後、訴訟の一部取り下げを行っているため、現在は上記表のとおりとなっております。

※4 公正取引委員会による公表資料

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2010/eu1012.html>

※5 訴訟上の請求金額は、あくまでも訴訟進行の過程において当社子会社が主張する最大値の金額となります。最終的に裁判所において認定され、あるいは被告側との協議・交渉の結果として当社子会社が獲得できる金額は、請求金額とは大きく異なる可能性があります。

※6 2016年7月末日時点における当社の社内レート (1€=115.39円) にて換算した金額となります。

※7 裁判管轄権に関する判決が確定後、事実審へ移行することとなります。

#### 4. 本件開示に至った経緯

本件価格カルテルにより当社子会社が蒙った損害を回復するため、平成26年12月以降、英国にて訴訟活動を継続してまいりましたが、今般、CRT訴訟の裁判管轄権に関する審理において、予期せぬ形で当社子会社に不利な判断が下されることとなりました。

英国における訴訟手続上、訴訟が上訴手続中であり、完全に終結していない状態であっても、判決の結果に従って、相手方の訴訟費用を一旦支払う義務が生じることとなります。

平成28年6月に具体的な支払金額が判明し、当該支払金額について引当金を計上することとなりましたが、今般、引当金計上の経緯及び理由についてお知らせするため、訴訟提起の事実及び経緯を開示することといたしました。

#### 5. 今後の訴訟の見通し

本件判決において、当社子会社の主張が認められなかったことは大変遺憾であります。

現在、訴訟代理人とも協議のうえ、控訴に向けて然るべく準備中であり、控訴審において当社子会社の主張が認められるよう全力を尽くしてまいります。

#### 6. 業績に与える影響

##### (1) 特別損失の計上

本件判決に基づき、平成29年3月期第1四半期連結累計期間において、訴訟損失引当金繰入額として512百万円を特別損失に計上いたします。

##### (2) 業績予想及び配当予想への影響

現時点におきましては、平成29年3月期第2四半期累計期間及び通期の当社連結業績予想並びに配当予想の修正はございませんが、今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上